

社会福祉法人三篠会定款

沿革

(認可年月日)	(認可の内容)
昭和 43. 5. 20	社会福祉法人三篠会設立 保育所いづみ保育園設置
昭和 44. 3. 13	養護老人ホーム三篠園設置
昭和 49. 2. 1	特別養護老人ホーム三篠園設置
昭和 51. 4. 22	呉市郷原町の土地を基本財産に編入 事務所所在地の変更(広島市合併) 定款準則への整合
昭和 52. 1. 19	養護老人ホームあすらや荘設置
昭和 53. 11. 7	特別養護老人ホームあすらや荘設置
昭和 60. 7. 2	区名の挿入 定款準則への整合 基本財産の整理
昭和 60. 12. 21 (届出)	基本財産の増加(職員寮ほか)
昭和 62. 10. 5	定款準則への整合(第7条 利益相反行為及び双方代理事項等) 基本財産の増加(特養あすらや荘増築)
平成 4. 7. 10	特別養護老人ホームひうな荘設置 老人デイサービスセンター(三篠園、ひうな荘)設置経営 老人短期入所事業(ひうな荘)の受託 定款準則との整合 基本財産の増加(特養三篠園増築、ひうな荘用地)
平成 5. 11. 10	老人デイサービスセンター(あすらや荘)設置経営 老人短期入所事業(あすらや荘)の受託 老人保健施設ひうな荘の設置経営 評議員会の設置 基本財産の増加(特養ひうな荘)
平成 6. 9. 22	基本財産の増加(老健ひうな荘、デイサービスセンターあすらや荘等) 定款準則との整合
平成 7. 11. 29	身体障害者療護施設白木の郷の設置 在宅介護支援センター(ひうな荘、三篠園)の設置 老人短期入所事業(三篠園)の受託 身体障害者デイサービスセンター白木の郷設置 身体障害者短期入所事業(白木の郷)の受託 基本財産の増加ほか(白木の郷用地ほか)
平成 10. 3. 25	老人保健施設あすらや荘の設置経営 基本財産の増加(身障療護、デイサービスセンター白木の郷ほか)

平成 12. 7. 19	<p>特別養護老人ホーム甲田の設置経営 ケアハウス甲田の設置経営 重症心身障害児施設鈴が峰の設置経営 老人デイサービスセンター(甲田)の設置経営 老人介護支援センター(あすらや荘)の設置経営 老人介護支援センター(甲田)の設置経営 老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業受託 児童デイサービス事業の受託 児童短期入所事業、知的障害者短期入所事業の受託、老人保健施設 白木の郷の設置経営 定款準則との整合 基本財産の増加(老健あすらや荘創設、身障白木の郷増築の建物、新規事業 用の土地等)</p>
平成 13. 7. 26	<p>身体障害者療護施設仁方の設置経営 身体障害者デイサービスセンター仁方の設置経営 特別養護老人ホームゆたか園の設置経営 老人デイサービスセンターゆたか園の設置経営 定款準則との整合等 基本財産の増加(特養・ケアハウス甲田、重心鈴が峰、介護老健白木の郷及 び身障療護仁方の新規事業用建物、新規事業用土地等)</p>
平成 14. 1. 28	<p>特別養護老人ホーム鈴が峰の設置経営 ケアハウス鈴が峰の設置経営 老人デイサービスセンター鈴が峰の設置経営 痴呆対応型老人共同生活援助事業(甲田)</p>
平成 14. 3. 18 (届出)	<p>基本財産の増加(特養・ケアハウス鈴が峰、グループホーム甲田新規事業用建 物及び甲田の土地) (吸収合併により取得した特養ゆたか園建物及び敷地)</p>
平成 14. 4. 25	<p>老人デイサービス事業(第2種事業)の追加</p>
平成 15. 5. 20	<p>児童居宅介護等事業、身体障害者居宅介護等事業(第2種事業)の追加 基本財産の増加(鈴が峰の建物・敷地、職員寮の敷地)</p>
平成 16. 4. 28	<p>救護施設救護院、養護老人ホーム喜生園の設置経営 保育所中山いづみ保育園の設置経営 社会福祉・医療事業団の組織改正(独立行政法人福祉医療機構) 基本財産の増加(中山いづみ保育園建物ほか)</p>
平成 17. 2. 2	<p>重症心身障害児施設ソレイユ川崎の設置経営 基本財産の増加(白木の郷増築建物)</p>
平成 18. 6. 29	<p>痴呆対応型老人共同生活援助事業(鈴が峰)、老人デイサービス センター仁方の設置経営 定款準則との整合及び所轄庁の変更 基本財産の増加(ソレイユ川崎土地及び建物、鈴が峰の建物、 仁方の建物、特養甲田増築建物)</p>
平成 19. 1. 16	<p>保育所未吉いづみ保育園の設置経営 介護老人保健施設原の設置経営 基本財産の増加(鈴が峰の建物・敷地、老健原の建物・敷地) 基本財産の処分(鈴が峰の土地)</p>

平成 19. 1. 30	基本財産の増加（末吉いづみ保育園の建物） 基本財産の処分（鈴が峰の土地）
平成 19. 8. 8	重症心身障害児施設原の設置経営、障害者支援施設みずさわ、地域包括支援センター（広島市白木、大州、五日市、五日市南、呉市東部）の設置経営、老人介護支援センター（三篠園、あすらや荘、ひうな荘）の事業廃止
平成 20. 2. 29	相談支援事業（ソレイユ川崎）の事業追加 定款準則との整合 基本財産の増加（みずさわの建物、あすらや荘の土地） 基本財産の処分（老健原の建物）
平成 21. 1. 29	老人デイサービスセンターあすらや荘の事業削除 所轄庁の変更 基本財産の増加（いづみ保育園、三篠園、あすらや荘、白木の郷、末吉いづみ保育園の建物） 基本財産の処分（いづみ保育園、三篠園、あすらや荘の建物）
平成 21. 10. 23	特別養護老人ホーム原、保育所京町いづみ保育園、介護老人保健施設三田あすみの丘の設置経営 基本財産の増加（特別養護老人ホーム原、三田あすみの丘の建物） 基本財産の処分（老健原の建物）
平成 21. 12. 18	障害者支援施設白木の郷名称変更
平成 22. 6. 4	一時預かり事業 基本財産の増加（末吉いづみ保育園、京町いづみ保育園の建物）
平成 22. 7. 22	事業の記載方法の変更 基本財産の増加（介護老人保健施設原、グループホーム白木の郷の建物）
平成 23. 2. 10 （届出）	基本財産の増加（介護老人保健施設原、神楽坂、中山いづみ保育園の建物、仁方の土地）
平成 24. 1. 16	老人デイサービス事業の削除、高齢者いきいき活動支援事業の経営 基本財産の増加（障害者支援施設原の建物、土地）
平成 24. 11. 12	重症心身障害者施設の名称変更、身体障害者療護施設の削除 障害児通所支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業の経営 基本財産の増加（障害者支援施設白木の郷の建物）
平成 25. 1. 23	診療所の経営 基本財産の増加（さくらコート青葉町の建物）
平成 25. 11. 15 （届出）	基本財産の増加（青葉さくら保育園、南さいわい、こむかひの建物、特養堺の土地）
平成 26. 2. 20	基本財産の減少（三篠園の土地）
平成 26. 5. 7 （届出）	基本財産の増加（障害者支援施設仁方、特別養護老人ホーム仁方、向原こぼと園、グループホーム向原の建物）
平成 26. 11. 18	基本財産の地番変更

平成 27. 7. 10	基本財産の増加（特別養護老人ホーム松屋茶論の建物） 基本財産の減少（鈴が峰の土地） 障害者ケアメゾンはらからっとの施設名変更
平成 28. 7. 11	所轄庁の変更 事業所内保育事業所の経営 基本財産の増加（甲田の土地・建物、幸いづみ保育園の建物）
平成 29. 1. 18	社会福祉法の改正に伴う変更 幼保連携型認定こども園の経営 法人所在地の変更 基本財産の減少（原の土地）
平成 29. 7. 21	文言の修正
平成 30. 3. 15	公益事業 サービス付き高齢者向け住宅の追加 収益事業 不動産賃貸業の追加 基本財産の増加（養護老人ホームさくらコート青葉町の建物、特別養護老人ホームさくらテラス青葉町の建物、特別養護老人ホームリアライブ高陽の土地・建物） 基本財産の地番変更
平成 30. 7. 23	基本財産の増加（みずさわの建物） 基本財産の減少（ゆたか園の土地・建物）
令和元. 9. 25	病児保育事業の経営 基本財産の増加（重心鈴が峰、老健あすらや荘ダイケア棟、重心ソレイユ川崎、障支みずさわグループホーム、甲田いづみこども園、特養高陽荘の建物） 基本財産の増加（（仮称）楽々園 kisui 建設用地、障害者みずさわグループホーム敷地） 基本財産の地番変更（あすらや荘） 施設名称変更（白木いづみこども園、中山いづみこども園）
令和 2. 2. 28	放課後児童健全育成事業の経営 訪問看護事業
令和 2. 6. 29 （届出）	法人所在地の変更 基本財産の増加（本部事務所）
令和 3. 8. 20	複合型サービス福祉事業の経営 基本財産の増加（川崎ラシクル、楽々園 kisui） 基本財産の地番変更（原） 基本財産の減少（原の建物）
令和 4. 12. 13	基本財産の増加（白木ツジマチの土地・建物、原の建物） 基本財産の減少（白木いづみこども園の土地・建物、養護三篠園の建物、特養三篠園の建物）

社会福祉法人三篠会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 救護施設の経営
- (ロ) 障害児入所施設の経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (ホ) 軽費老人ホームの経営
- (ヘ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 一時預かり事業の経営
- (ロ) 保育所の経営
- (ハ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (ニ) 病児保育事業の経営
- (ホ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (リ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ヌ) 老人介護支援センターの経営
- (ル) 複合型サービス福祉事業の経営
- (ヲ) 障害児通所支援事業の経営
- (ワ) 障害福祉サービス事業の経営
- (カ) 一般相談支援事業の経営
- (ヨ) 特定相談支援事業の経営
- (タ) 障害児相談支援事業の経営
- (レ) 介護老人保健施設の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三篠会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を広島県広島市安佐北区小河原町 1281 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、1人あたりの各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第17条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の

状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第20条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第24条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第25条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員を除く。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）

第26条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

（招集）

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

（決議）

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、別表第1及び別表第2に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、広島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、広島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会

において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域包括支援センターの事業
- (2) 高齢者いきいき活動支援事業
- (3) 診療所の経営
- (4) 事業所内保育事業
- (5) サービス付き高齢者向け住宅
- (6) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第43条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、広島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人三篠会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 (昭和43年6月13日設立)

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	酒 井 慈 玄
理 事	市 川 駿 郎
理 事	三 木 琢 朗
理 事	佐々木 武 夫
理 事	池 田 大 策
監 事	山 県 勝
監 事	佐々木 肇

附 則 (昭和44年3月13日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和49年2月1日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和51年4月22日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和52年1月19日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和53年11月7日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和60年7月2日厚生大臣認可)

この定款は、厚生大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則 (昭和62年10月5日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成4年7月10日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成5年11月10日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成6年9月22日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成7年11月29日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成12年7月19日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成13年7月26日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成14年1月28日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成14年4月25日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成15年5月20日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則 (平成16年4月28日広島県知事認可)

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成17年2月2日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成18年6月29日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年1月16日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年1月30日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成19年8月8日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成20年2月29日厚生労働大臣認可）

この定款は、厚生労働大臣の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年1月29日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年10月23日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成21年12月18日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成22年6月4日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成22年7月22日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成24年1月16日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成24年11月12日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成25年1月23日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成26年2月20日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成26年11月18日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成27年7月10日中国四国厚生局長認可）

この定款は、中国四国厚生局長の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成28年7月11日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則

この定款の変更は、広島県の認可の日（平成29年1月18日）にかかわらず、社会福祉法第7条第2項の規定により、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月21日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成30年3月15日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（平成30年7月23日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和元年9月25日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和2年2月28日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和2年6月29日広島県知事届出）

この定款は、令和2年6月29日から施行する。

附 則（令和3年8月20日広島県知事認可）

この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

附 則（令和４年１２月１３日広島県知事認可）
この定款は、広島県知事の変更認可があった日から施行する。

建物に係る基本財産

別表第1

施設名	用途	構造	床面積㎡	所在地
養護老人ホーム 三篠園 特別養護老人ホーム 三篠園	居住棟 ほか 居住棟 ほか 物置	鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建 コンクリートブロック造 合金メッキ鋼板ぶき平家建	2453.94 2580.18 4.44	広島市安佐北区白木町大字井原 字光仙寺11239番地1 広島市安佐北区白木町大字井原 字光仙寺11244番地1
養護老人ホーム あすらや荘 特別養護老人ホーム あすらや荘 介護老人保健施設 あすらや荘	居住棟 居住棟 ほか 居住棟 ほか 居住棟 ほか	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根ガラス板ぶき3階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	1512.90 5313.87 2313.06 1260.31	呉市郷原町字野路山麓 12380番地166, 12380番地328 呉市郷原町字野路山麓 12380番地166, 12380番地157, 12380番地328
介護老人保健施設 あすらや荘 認知症高齢者グループ ホームあすらや荘	デイケア 棟 居住棟	木造スレートぶき2階建 木造スレートぶき平家建	320.47 229.61	
特別養護老人ホーム ひうな荘 老人デイサービスセンター ひうな荘 介護老人保健施設 ひうな荘	居住棟 ほか	鉄筋コンクリート造 陸屋根8階建	8787.13	広島市南区日宇那町430番地1
障害者支援施設 白木の郷 身体障害者デイサービス センター白木の郷 特別養護老人ホーム 白木の郷 認知症高齢者グループ ホーム白木の郷	居住棟 ほか 物置 居住棟	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建 コンクリートブロック造 スレート葺平家建 木造スレートぶき平家建	7401.72 7.67 481.95	広島市安佐北区白木町大字小越 字實相寺10230番地, 229番地2, 229番地5
特別養護老人ホーム 甲田 老人デイサービスセンター 甲田 ケアハウス 甲田 認知症高齢者グループ ホーム甲田 特別養護老人ホーム甲 田	居住棟 ほか 居住棟 給食棟	鉄骨, 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 木造スレート葺平家建 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	4259.56 635.23 109.98	安芸高田市甲田町下小原字京免 3363番地
鈴が峰重症児・者福祉 医療施設 (療養介護・医療型障害児 入所施設) 特別養護老人ホーム 鈴が峰 老人デイサービスセンター 鈴が峰 ケアハウス 鈴が峰 認知症高齢者グループ ホーム鈴が峰	居住棟 ほか 居住棟 ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付き3階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建	5523.82 4392.44	広島市佐伯区五日市町大字皆賀 字北山104番地27 広島市佐伯区五日市町大字皆賀 字山田421番地, 422番地 広島市佐伯区五日市町大字皆賀 字岡田443番地, 444番地1 広島市佐伯区五日市町大字皆賀 字北山104番地27
障害者支援施設仁方 身体障害者デイサービス センター仁方 老人デイサービスセンター 仁方 特別養護老人ホーム 仁方	居住棟 ほか 居住棟	鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	2694.68 1615.48	呉市仁方町字戸田西4407番地 1, 4397番地, 4405番地1, 4406番 地1, 4406番地2, 4409番地

施設名	用途	構造	床面積㎡	所在地
特別養護老人ホーム 神楽坂 老人デイサービスセン ター神楽坂 認知症高齢者グループ ホーム神楽坂	老人 ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根9階建	6164.31	新宿区矢来町104番地4, 108番 地1, 108番地2
養護老人ホーム さくらコート青葉町	老人 ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	9239.73 (内1階診療 所部分 120.68㎡除 く)	東村山市青葉町一丁目7番地70
特別養護老人ホーム さくらテラス青葉町 青葉さくら保育園	老人 ホーム 園舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建 鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	6878.76 1009.63	東村山市青葉町一丁目7番地 72, 7番地70 東村山市青葉町一丁目7番地68
特別養護老人ホーム 南さいわい 地域密着型特別養護 老人ホームこむかい	老人 ホーム、 老人 ホーム	鉄筋コンクリート造 陸屋根6階建 鉄骨造陸屋根6階建	7840.80 1682.47	川崎市幸区南幸町三丁目149番 地3, 149番地6, 149番地7 川崎市幸区小向仲野町25番地
向原こぼと園 認知症高齢者グループ 特別養護老人ホーム 松屋茶論	園舎、 居住棟 老人 ホーム	鉄骨造合金メッキ鋼 板ぶき2階建 鉄骨造陸屋根5階建	1386.17 5985.12	安芸高田市向原町坂字袖森350 番地, 349番地, 351番地, 352番 地4, 13番地1, 13番地5
特別養護老人ホーム リアライブ高陽 デイサービスセンター リアライブ高陽	老人 ホーム	鉄骨造陸屋根5階建	7041.36 (内サービス 付き高齢者 向け住宅部 分196.21㎡ 及びカフェ 部分60.12 ㎡除く)	広島市安佐北区真亀一丁目246 番地
三篠会職員寮	共同 住宅	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板葺2階建	191.28	広島市安佐北区白木町大字井原 字下新宮1375番地4, 1375番地3
甲田いづみこども園	保育所	木造合金メッキ鋼板ぶき2 階建	984.45	安芸高田市甲田町高田原字倉内 2500番地3, 1482番地3, 1483番地 1, 1485番地1, 1485番地8, 1485番 地9, 2500番地2
特別養護老人ホーム 高陽荘 デイセンター高陽荘	居住棟 ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根7 階建	3419.72	広島市安佐北区深川八丁目648 番地1655番地3
法人本部	事務所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2階建	798.66 (内賃貸事 業部分 346.41㎡除 く)	広島市安佐北区小河原町字曲り 田1281番地, 1279番地
川崎らしくる保育園	事務所, 保育所	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(1階部分)	518.92	川崎市川崎区日進町5番地1, 5 番地2, 5番地3
障害者支援施設川崎ラ シクル 特別養護老人ホーム川 崎ラシクル	厨房	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(1階部分)	237.48	
障害者支援施設川崎ラ シクル	機能訓練 室ほか 物置	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(3階部分) 鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(3階部分)	331.31 7.32	
	居室 ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(4階部分)	1628.60	
	居室 ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(5階部分)	1431.36	
特別養護老人ホーム川 崎ラシクル	老人 ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(6階部分)	1432.75	
	老人 ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根8 階建(7階部分)	1425.30	

施設名	用途	構造	床面積㎡	所在地
	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建(8階部分)	996.79	
養護老人ホーム楽々園kisui 特別養護老人ホーム楽々園kisui 老人デイサービスセンター楽々園kisui	老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建	8531.00	広島市佐伯区楽々園五丁目1067番地6
特別養護老人ホーム白木ツジマチ 介護老人保健施設白木ツジマチ 白木いづみこども園	居住棟, 保育所 ほか	鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	6524.43 (内カフェ部分38.69㎡除く)	広島市安佐北区白木町大字小越字二反田218番地2, 215番地, 216番地1, 216番地2, 217番地1, 218番地1, 219番地1, 219番地2

土地に係る基本財産

別表第2

地 番	地 目	地積 m ²
(1) 広島市安佐北区白木町大字井原字光仙寺11239番1	宅 地	1023.00
(2) 広島市安佐北区白木町大字井原字光仙寺1242番	宅 地	634.00
(3) 広島市安佐北区白木町大字井原字光仙寺1243番	宅 地	105.00
(4) 広島市安佐北区白木町大字井原字下新宮1374番2	宅 地	24.15
(5) 広島市安佐北区白木町大字井原字下新宮1463番	田	264
(6) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1290番2	雑種地	458
(7) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1291番	雑種地	1223
(8) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1292番2	雑種地	120
(9) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1293番1	雑種地	962
(10) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1293番2	雑種地	95
(11) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1251番1	雑種地	1631
(12) 広島市安佐北区白木町大字井原字上戸石1294番2	雑種地	572
(13) 広島市安佐北区白木町大字井原字下新宮1375番3	宅 地	194.55
(14) 広島市安佐北区白木町大字井原字下新宮1375番4	宅 地	158.67
(15) 呉市郷原町字野路山麓12380番157	山 林	4345
(16) 呉市郷原町字野路山麓12380番166	山 林	8803
(17) 呉市郷原町字野路山麓12380番328	山 林	3571
(18) 呉市郷原野路の里一丁目2222番282	雑種地	20
(19) 呉市郷原野路の里一丁目2222番283	雑種地	610
(20) 呉市郷原野路の里一丁目2222番692	雑種地	94
(21) 呉市郷原野路の里一丁目2222番688	雑種地	95
(22) 広島市南区日宇那町430番1	宅 地	2724.81
(23) 広島市南区日宇那町444番2	雑種地	104
(24) 広島市南区日宇那町427番1	山 林	87
(25) 広島市南区日宇那町乙427番	山 林	277
(26) 広島市南区日宇那町434番1	山 林	320
(27) 広島市南区日宇那町434番2	畑	373
(28) 広島市南区日宇那町434番3	山 林	109
(29) 広島市南区日宇那町439番2	山 林	15
(30) 広島市南区日宇那町乙432番	山 林	271
(31) 広島市南区日宇那町754番	山 林	462
(32) 広島市南区日宇那町757番	雑種地	36
(33) 広島市南区日宇那町758	雑種地	22
(34) 広島市南区日宇那町759番	雑種地	72
(35) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺219番	山 林	2905
(36) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺10223番1	山 林	1004
(37) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺10223番2	山 林	297
(38) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺229番2	山 林	548
(39) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺229番4	山 林	247
(40) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺229番5	山 林	3966
(41) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺10230番	山 林	6870
(42) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺812番	公衆用道路	277
(43) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺813番1	公衆用道路	226
(44) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺814番1	公衆用道路	183
(45) 広島市安佐北区白木町大字小越字實相寺814番2	公衆用道路	144
(46) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字山田421番	山 林	357
(47) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字山田422番	山 林	733
(48) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字岡田443番	雑種地	727
(49) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字岡田443番2	雑種地	59
(50) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字岡田444番1	雑種地	182
(51) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番33	雑種地	77
(52) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番27	山 林	5727

地 番	地 目	地積 m ²
(53) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番45	山 林	40
(54) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番46	山 林	8.89
(55) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番47	山 林	6.27
(56) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番48	山 林	196
(57) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山104番49	雑種地	5.18
(58) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山99番2	山 林	623
(59) 広島市佐伯区五日市町大字皆賀字北山99番3	山 林	55
(60) 安芸高田市甲田町下小原字京免3363番	宅 地	10542.08
(61) 呉市仁方町字戸田西4407番1	宅 地	5989.13
(62) 呉市仁方町字戸田西4409番	田	386
(63) 呉市仁方町字戸田西4405番1	雑種地	545
(64) 川崎市麻生区細山字原尾1193番2	山 林	1354
(65) 川崎市麻生区細山字原尾1203番	宅 地	5908.03
(66) 廿日市市原字森宗10025番2	宅 地	2987.04
(67) 廿日市市原字森宗10025番3	山 林	13627
(68) 廿日市市原字森宗10025番5	宅 地	2645.14
(69) 廿日市市原字森宗10025番6	宅 地	1506.34
(70) 廿日市市原字森宗10065番2	山 林	1119
(71) 廿日市市原字森宗10065番8	山 林	68
(72) 廿日市市原字森宗乙10071番	宅 地	201.65
(73) 廿日市市原字矢之崎847番	宅 地	8672.38
(74) 廿日市市原字矢之崎847番2	宅 地	27.82
(75) 廿日市市原字矢之崎857番1	宅 地	3932.80
(76) 廿日市市原字矢之崎858番1	宅 地	441.90
(77) 廿日市市原字矢之崎903番	宅 地	67.01
(78) 廿日市市原字矢之崎926番1	宅 地	21874.36
(79) 廿日市市原字矢之崎911番3	宅 地	1402.51
(80) 廿日市市原字矢之崎926番2	宅 地	216.75
(81) 廿日市市原字矢之崎931番2	宅 地	194.95
(82) 廿日市市原字矢之崎933番2	宅 地	75.18
(83) 廿日市市原字森宗10065番3	宅 地	3460.65
(84) 廿日市市原字國實10073番1	宅 地	6450.41
(85) 堺市堺区松屋大和川通一丁目13番1	宅 地	2073.32
(86) 堺市堺区松屋大和川通一丁目13番4	宅 地	2079.94
(87) 堺市堺区松屋大和川通一丁目13番5	宅 地	580.28
(88) 広島市安佐北区真亀一丁目246番	宅 地	4301.02
(89) 広島市佐伯区楽々園五丁目1067番6	宅 地	7158.13
(90) 広島市佐伯区楽々園五丁目1067番7	宅 地	140.75
(91) 川崎市宮前区水沢三丁目2817番6	宅 地	102.81
(92) 川崎市宮前区水沢三丁目2825番10	宅 地	22.35
(93) 川崎市宮前区水沢三丁目2827番3	宅 地	124.29
(94) 川崎市宮前区水沢三丁目2817番8	雑種地	5.54
		持分18分の1
(95) 広島市安佐北区小河原町字曲り田1279番	山 林	79
(96) 広島市安佐北区小河原町字曲り田1281番	山 林	1378
(97) 広島市安佐北区小河原町字曲り田1282番	山 林	59
(98) 広島市安佐北区小河原町字曲り田1283番	畑	132
(99) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田214番1	雑種地	1005
(100) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田215番	雑種地	482
(101) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田217番1	雑種地	172
(102) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田218番1	雑種地	519
(103) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田218番2	雑種地	1172
(104) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田219番1	雑種地	110
(105) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田219番2	雑種地	1141
(106) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田214番3	雑種地	16
(107) 広島市安佐北区白木町大字小越字二反田213番10	雑種地	67